

平成30年5月21日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

平成30年度年北塩原村農業委員会総会（平成30年5月定例会） 議事録

1. 開催日時

平成30年5月21日（月）午後1時30分～2時19分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	伊 藤 義 人	欠
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	出
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	欠
〃	—	安 部 嘉 久	欠
〃	—	齋 藤 隆 男	出
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中4名出席。

4. 欠席委員

1 番 伊藤 義人委員
 推進委員 五十嵐好則委員
 推進委員 安部 嘉久委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 協議事項
 - 別段面積の再検討について
 - 平成31年度農林関係税制改正への要望について
- 第5 その他
 - 農業委員会と関係機関・団体との連携強化について
 - 農業委員会活動記録セットの配布について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 五十嵐 信 也
事務局主査 渡 部 達 也
事務局主査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、平成30年度北塩原村農業委員会定例総会5月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。1番、伊藤義人委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は、7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中4名にも出席いただいております。なお、推進委員の五十嵐好則委員、安部嘉久委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番、岩田多吉委員、4番、二瓶睦夫委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、4月25日、会津若松地方農業委員会連合会第46回通常総会、ルネッサンス中の島で開催され、会長、事務局長が出席しております。2番、5月16日、平成30年度前期農業委員会会長・事務局長研修会、パルセいいざかで開催され、会長、事務局が出席しております。3番、5月17日、平成30年度農業委員会情報活動事業担当者会議、ホテルサンキョー福島で開催され、事務局が出席しております。4番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会5月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番と2番、5月25日に、福島県農業者年金協議会第43回通常総会と平成30年度農業者年金加入推進特別研修会がどちらもJA福島ビルで開催されまして、会長が出席いたします。3番、5月30日、県選出国會議員との懇談会、衆議院議員会館で開催され、会長が出席いたします。また、4番、5番も同日となりますが、第10回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰式、平成30年度全国農業委員会会長大会、どちらも文京シビックホールで開催されまして、会長が出席いたします。6番、6月18日、平成30年度耕作放棄地対策担当者等会議及び非農地化研修会、福島県農業総合センターで開催され、事務局が出席いたします。7番、6月19日、北塩原村農業委員会総会6月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で業務報告並びに今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

来月の総会ですが、本来ですと6月20日に開催予定でございましたが、会長職務代理者より19日に変更してほしいとの要望があったため、委員の皆さんの意見を聞いて決定したいと思いますが、いかがですか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

それでは、来月は6月19日に総会を開催することとします。またそれから、前に戻って終わったことの件ですが、5月16日に会長・事務局長研修会がありまして、そこで農業者年金の新規加入者を北塩原村は1人は確保してほしいと農業会議からお話がありました。でも、入れそうな人、入ってもいいような人も何人かいるようなんだけど、なかなか書類がまとまってこないんだよね。〇〇〇さんのところの息子2人が百姓をやっているからそのあたりとか。まあ、若い人は国からの補助があって安く入れるということもあるんだけど、後からもらう時に国からの補助をもらっていると、経営移譲しないとだめとかいろいろ条件があるので、無理して安い方を勧めなくてもいいかとの話もありました。年間の新規加入者1名の確保を目標に、推進活動を実施していきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、他にご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。1点目、別段面積の再検討について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。協議事項の1点目、別段面積の再検討について説明いたします。次の農地法第3条第2項第5号の規定により設定した別段面積について、協議及び再検討を行うものでございます。初めに、別段面積について簡単に説明させていただきますが、白○の3つ目「別段面積（下限面積）」とは…というところをご覧ください。農地の売買・贈与・賃借等をする場合には、農地法第3条に基づいた農業委員会の許可が必要となります。その許可要件のひとつに、下限面積の要件がございます。農地の受け手の耕作面積（経営面積）が許可後において、「原則として、北海道では2ヘクタール以上、都府県では50アール以上になること」という規定がございます。それはなぜかと言いますと、経営する面積があまりに小さいと生産性が低くなり、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行なわれないことが想定されるということから、許可後に経営する農地面積が一定以上の面積にならないと許可はできないとするものでございます。それが、平成21年12月に農地法が改正されまして、都府県では50アールとされている下限面積が、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するために地域の実情に合わないという場合には、各市町村の農業委員会の

判断で下限面積を引き下げて、別段の面積を定めることができるようになりました。その別段面積（下限面積）について、農林水産省の通知により、毎年1回は検討することが求められておりますので、今回、協議事項として提出させていただきました。なお、別段面積を定める基準といたしましては、農地法施行規則第17条で定められておまして、参考として6ページに載せております。内容としましては、設定する区域は、自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。別段面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること。といった基準がございまして、地域の実情に応じて、各市町村農業委員会の判断で定められるように規定されております。3ページにお戻りください。北塩原村の別段面積の設定状況について説明いたします。1番目の白○をご覧ください。当農業委員会では、2つの区域に分けて、別段面積を定めております。大字桧原の区域が10アール、大字下吉・北山・関屋・大塩の区域が30アールの別段面積（いわゆる下限面積）を設定しております。白○の2つ目ですが、別段面積を設定することにより、農地を取得する場合、都府県では50アール以上必要だった耕作面積が、大字桧原の区域では10アール以上、その他の区域では30アール以上で農地を取得することができることとなっております。別段面積の設定について協議した当時の設定理由（農業委員の意見）を4ページにまとめましたので、各自ご確認願います。また、別段面積の設定により、当村で新たに農地を取得した者の状況としまして、4ページの1番下に記載しておりますが、これまで、賃借権の設定が3件ございました。松陽台の方が関屋の農地を借りた件が1件、震災により避難されている方が下吉の農地を借りた件が1件、喜多方市の方が桧原の農地を借りた件が1件で、合計3件となります。また、参考としまして、5ページに会津地域の設定状況を載せておりますので、ご確認ください。以上の内容から村で設定した別段面積について、修正の必要があるかどうか、ご審議いただきたいと思います。上記のとおり提出いたします。平成30年5月21日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で別段面積の再検討についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。また、この前、会長会議があったんですが、そこで農地付き空き家の場合、他所から入ってきた人が農地を取得して農業をやりたいという場合はどうするのかという話しもありました。その場合、一気に30アール、10アールなんてできないから、最初は家庭菜園程度、1アール程度で、まあ建物付の農地なら1アールから貸してもいいのではないかと。今回の案件とはちょっと違いますが。

○3番 岩田多吉委員

このままでいいんじゃないの。

○議長

北山の方は、3反くらいから始めないと形にはならないか。

○推進委員 佐藤誠一委員

水田と畑ではまた状況が違うと思うけど。

○議長

畑でハウス栽培などをやる場合は、これよりも小さい面積で許可を出せる方法もあります。

ただ露地でやる場合は、やっぱり3反くらいは必要かと。

○5番 蓮沼喜久雄委員

他所の人が北塩原村の畑を借りて耕作する場合、ハウスのリース事業も使えることになってしまうんですか。

○6番 遠藤俊一委員

あれは、村内在住とかの決まりがなかったっけ。

○事務局長

原則、村内在住の農家です。

○議長

他にご意見、ご質問はありませんか。

○3番 岩田多吉委員

このままでいいと思います。

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。別段面積につきましては、これまでどおり変更なしということでご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。以上で別段面積の再検討について終了いたします。

○議長

続いて、2点目の協議事項に移ります。平成31年度農林関係税制改正への要望について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページをご覧ください。協議事項の2点目、平成31年度農林関係税制改正への要望について、説明いたします。参考とする資料等につきましては、5月定例総会の通知と併せて事前に配布しておりますので、委員の皆さんには1度目を通していただいているとは思いますが、提出議案の9ページから15ページに資料を載せております。その中の12ページから15ページが、平成30年度末までに適用期限が切れる特例措置の一覧となっております。こちらは全部で16項目ございますが、当村において実績のあった項目は14ページの真ん中あたりの登録免許税「利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減」と15ページの1番上の不動産取得税「農用地利用集積

計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置」となりますので、特にこの2項目について、期限の延長を要望したいと考えております。事務局案としまして8ページに載せております。要望内容としましては、先ほど申し上げました2項目、登録免許税と不動産取得税の特例措置適用期限の延長でございます。税目・関係条文については、記載のとおりとなります。要望理由・背景等としましては、農業従事者の担い手不足や高齢化、耕作放棄地の増大等、多くの深刻な問題に直面している昨今、農地を確保し、最大限有効活用していくためには、意欲と能力のある担い手への農地集積を推進することが重要であります。利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）は、農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある担い手に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果を有するものであり、農地の利用集積を図るための施策の中心的な役割を果たしているものであります。今後とも農地の利用集積を進める意欲ある担い手の農業経営の発展を支援していくためには、農地取得の際の初期投資を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要があるため、適用期限の延長を要望する。といたしました。活用実績（見込み）については、昨年度は実績ありませんでしたが、平成28年度と27年度はそれぞれ1件ずつの実績がありました。どちらも農業公社から村の担い手への方への所有権移転でございました。（H28：〇〇〇さん、H27：〇〇〇さん）当村においても、農業者の高齢化は進んでおりますので、今後さらなる活用が見込まれるといたしました。次に期待される効果としましては、農地を取得する場合にはその購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じるため、その税負担を軽減することは農地取得を促進する大きな誘因となるものであります。また、税制措置は毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用されるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。といたしました。以上の事務局案につきまして、協議・検討していただき、農業委員会の意見として提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。上記のとおり提出いたします。平成30年5月21日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で平成31年度農林関係税制改正への要望についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、平成31年度農林関係税制改正への要望について終了するとともに、協議内容の通り、福島県農業会議へ要望報告書を提出することとします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より2点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(農業委員会と関係機関・団体との連携強化について)

※ 毎月開催するのではなく、農業委員と推進委員全員が集まる月に併せて普及所や地域マネージャーとの意見交換会(情報交換・共有、情報提供等)を行う方向で調整している旨説明。

(農業委員会活動記録セットの配付について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

平成 年 月 日

北塩原村農業委員議長(会長) _____ (印)

議事録署名委員 3 番 _____ (印)

議事録署名委員 4 番 _____ (印)